

熊本県介護保険審査会専門調査員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、介護保険法第188条に基づき、熊本県介護保険審査会に専門調査員を設置することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の区分)

第2条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(資格要件等)

第3条 専門調査員は次に掲げる要件のうちその一つ以上を満たす者のうちから、適当と認められる者を任用する。

- 1 行政経験があり保健師資格を有する者
- 2 医師又は看護師の資格を有する者
- 3 理学療法士又は作業療法士の資格を有する者
- 4 都道府県の登録を受けた介護支援専門員

(任用期間等)

第4条 専門調査員の任期は、2年とする。ただし、補欠の調査員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 専門調査員は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 専門調査員の報酬は日額とし、予算の範囲内で別に定める。

(附則)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。